「民法問題集 緊急番外篇 りりぽんへの投資は返ってくるのか？消費者被害の問題として考える」出版！

司法書士の栗原庸介は、
Amazonのkindle対応の電子書籍として
「民法問題集 緊急番外篇
りりぽんへの投資は返ってくるのか？
消費者被害の問題として考える 」
を出版しました。

※電子書籍販売サイト（無料サンプルも見られます）

amazon

https://www.amazon.co.jp/dp/B073HZPH2N/

【内容のご紹介】

本シリーズはもともとは、

すべての法律系資格・公務員試験を受ける方や
民法に興味・関心のある一般市民の方に向けた
問題集でしたが、
この度、緊急番外篇を上梓することとなりました。

ご存知のとおり、NMB48の須藤凜々花さんが、
総選挙におけるスピーチで結婚宣言をしました。

このことの是非は、司法書士である私が
判断すべきことではありません。
もちろん一ファンとしては寂しい限りです…。

しかし、この問題を、司法書士が日ごろから
国民の権利救済の一環として取り組んでいる
消費者被害の問題として捉えたときに、
多額のお金を投資したファンの中には、
「騙された」と思っている方が一定数存在することは
事実です。

はたして、ファンが返金請求をしたら
どうなるのだろうか。

このことを、法的に冷静に検討したのが本シリーズです。

とはいえ、この問題は実は法的に考えると
非常に複雑です。

そこで本シリーズでは、まず前半で
「そもそもアイドルに恋愛禁止義務を課すことが許されるか？」
ということを考察し、後半で
「りりぽんへの投資は返ってくるのか？」を考察します。

この問題にそのまま適用できるような
過去の裁判例はありませんので、
最終的には訴えてみないと
結論はわかりません。

ですが、法的な筋道はお示しできます。
民法を勉強する格好の素材だと思います。

本シリーズの想定する主な読者像は以下のとおりです。
（１）りりぽんに多額の投資をしてしまいこのままでは立ち直れない方。
（２）AKB商法やアイドル恋愛禁止について法律的に考えてみたい方。
（３）とりあえずおもしろい設例で民法を学んでみたい一般市民の方、
予防法務を図りたい（問題が起こる前に法律を勉強しておきたい）方。
（４）民法の単位がどうしても欲しい法学部生、その他高校生、大学生。
（５）法律系の資格試験・公務員試験を受けるかもしれない、または既に
受験を決意している方、及び法科大学院生

（６）その他、民法や法律、アイドルに関心のあるすべての方

現役司法書士が本気で書きおろしました。
法律を知らないと、人生が危険にさらされるぞ！

※本件に対するお問い合わせ先
司法書士 栗原庸介
kuririn1228@hotmail.co.jp

著者 オリジナルサイトはこちら
http://kuririn.info/

Generated by ぷれりりプレスリリース
https://www.prerele.com